

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

本市では、平成29年4月に5年間の計画として「三田市教育振興基本計画(さんだっ子がやき教育プラン)(以下、「第2期計画」という。)」を策定し、「子どもの夢と未来が輝くまちなさんだ」の基本理念を掲げ、めざす子ども像や重点的な施策を示し、教育の充実に取り組んできました。

この間、少子高齢化やグローバル化<sup>\*</sup>、絶え間ない技術革新等、社会情勢が急速に変化する予測困難な時代となってきています。また、新型コロナウイルス感染症が全世界で流行(パンデミック<sup>\*</sup>)し、日本においても未知のウイルスの感染拡大とそれへの対応を余儀なくされることとなりました。そのような中、子どもたちの「生きる力<sup>\*</sup>」をさらに伸ばし、社会の激しい変化に対応し、自立して主体的に社会に関わり、未来に向けて新たな価値を創造できる力を育むことが重要になっています。

国は、教育基本法の理念を踏まえた「教育立国」の実現に向け、平成30年6月に「第3期教育振興基本計画」を閣議決定し、「①夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」「②社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する」「③生涯学び、活躍できる環境を整える」「④誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する」「⑤教育政策推進のための基盤を整備する」からなる5つの基本的方向性を位置づけ、明確な成果目標の設定とそれを実現するための方策を示す計画を策定しました。

また、兵庫県においても国の計画を参酌し、平成31年に「兵庫が育む ころ豊かで自立した人づくり」を基本理念とした「第3期ひょうご教育創造プラン<sup>\*</sup>(兵庫県教育基本計画)」を策定し、教育の一層の充実に取り組んでいます。

本市においては第2期計画の着実な推進により、各取組では一定の成果が見られる一方で、教育を取り巻く環境の著しい変化により、教育の多様なニーズや少子化など今日的な課題への対応が求められています。このため、本市の教育を一層充実させ、子どもの「生きる力<sup>\*</sup>」の育成を図るとともに、社会の変化に対応した教育を行うことが重要です。

これらを踏まえ、本市の教育が今後めざす方向性について、基本理念やめざす子ども像を設定するとともに、中期的に取り組む施策等を総合化及び体系化していく必要があることから、第2期計画に引き続き、生涯にわたって人間形成の基盤となる幼児期から学齢期の子どもの教育の振興を重点的に捉え、第3期三田市教育振興基本計画(以下、「本計画」という。)を策定します。

## 2 計画の位置づけ・対象範囲・計画期間

### (1) 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、地方公共団体に策定が求められている市の教育振興基本計画として位置づけます。

また、「第5次三田市総合計画※」及び「地方公共団体の長が定める教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(三田市教育大綱※)」と整合を図り、「第5次三田市総合計画※」における子ども・教育分野について、三田市の教育振興のための施策に関する具体的な計画として位置づけます。

### (2) 対象範囲

本計画は、学校教育を中心とし、子どもを支える家庭、地域を含めた教育に関わる取組を対象範囲とします。

### (3) 計画期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

#### 【本計画の位置づけ】

